

河川の水質検査結果について

町では、河川等の汚濁状況を把握するため、町内5地点において、水のpH・BOD・大腸菌群数等の生活環境項目の調査を毎年1回実施しております。河川の水質には環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が定められており、本町においても調査結果を環境基準と比較して評価しています。なお、本年度の調査では観測した5地点すべてで環境保全の基準を満たしていました。

(R6.1.29実施)

項目名	単位	向野橋	本宿川端	本宿5	八間川	大貫
pH(水素イオン濃度)	—	7.5(21.7℃)	7.5(21.6℃)	7.8(21.5℃)	7.7(21.7℃)	7.7(21.5℃)
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	2.7	6.3	2.4	2.4	1.1
SS(浮遊物質)	mg/L	9	4	2	6	14
DO(溶存酸素量)	mg/L	4.9	3.3	11	8	11
大腸菌数	CFU/100mL	930	3000	1700	940	41

(検査項目説明)

項目名	解説
pH(水素イオン濃度)	水素イオン濃度を示す指数で、pH7が中性で、これが7よりも小さくなれば酸性が強くなり、大きくなればアルカリ性が強くなります。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水の汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化される際に必要な酸素量をいいます。数値が大きくなるほどより汚れていることになります。
SS(浮遊物質)	水中にある不溶性物質の量です。
DO(溶存酸素)	水中に溶けて存在している酸素量を示します。溶存酸素が不足すると、水は嫌気性状態となり、嫌気性細菌により硫化水素、メタン等が発生し、悪臭の原因となることがあります。
大腸菌数	大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出され、水のふん便汚染の指標として使われる数値です。ヒトや混血動物の腸管内に常在し、ふん便由来でない細菌も含む大腸菌群数と比べてふん便汚染の指標として信頼できるものです。

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者制度は、75歳以上の方と、65歳以上で申請により一定の障害があると認定された方が入る医療保険制度です。75歳になる前月に保険証を簡易書留にて郵送いたします。

▶令和6年度の後期高齢者医療保険料率について

保険料額は令和5年1月から令和5年12月の所得を基に7月に決定し、7月中旬頃に皆さまに通知します。保険料は「均等割額」と「所得割額」の合計で計算します。

- ・均等割額 43,800円
- ・所得割率 9.11% (令和5年度中の賦課のもととなる所得が58万円以下の場合8.45%)
- ・限度額 73万円 (令和6年度に75歳に到達する方は80万円)

▶保険料の支払い方法について

年金から引き落とし(特別徴収)と納付書や口座振替による納付(普通徴収)があります。また、口座振替を登録していただくと徴収方法の変更時に納付忘れを防げますので、ぜひご利用ください。口座振替の登録は金融機関または郵便局でお手続きください。申込書は町民課窓口と町内金融機関、郵便局にあります。

▶問合せ 町民課国保年金係 ☎2113